

学校いじめ防止基本方針

**平成26年2月
知立市立八ツ田小学校
(令和7年4月改定)**

1 いじめ防止に対する基本理念

- いじめ問題は、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが重要である。学校においては、いじめはどの子にも起こりうるという考えのもと、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組む。
- いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。したがって学校においては、児童が周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに取り組む。

2 いじめ防止対策のための組織と指導体制

(1) 組織設置の目的

- いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的、組織的に行うために、いじめ防止対策委員会を設置する。

(2) 組織構成員について

校長・教頭・教務・校務・保健主事・養護教諭・学年主任・生徒指導担当・教育相談担当・スクールカウンセラー・学区人権擁護委員をもっていじめ防止対策委員会とする。(いじめが発生した場合は、その学級の担任もこの組織の構成員となる。)

(3) 組織の役割

- いじめ相談・通報の窓口となるよう、児童・保護者・地域への情報を学校便りやホームページで紹介し、家庭・地域との連携を図る。
- 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となり、体系的計画的に PDCA サイクルに基づく取組ができるようにする。
- いじめ発生時には、情報を収集し事実の確認と記録の整理・管理に心がける。また、保護者・関係機関・専門機関とともに情報の共有を図り、指導や支援の体制・対応方針の決定を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる授業づくり学級づくりを推進する。
- 八ツ田式学級力向上プロジェクトを活用して、児童一人一人が安心して学校生活ができる健全な学級づくりに努める。(心の居場所づくり)
- 学校の教育活動全体を通じ、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取る自己有用感が高められるよう努める。
- 全ての児童が集団の一員として互いに尊重し認め合う人間関係を構築できるように児童を育成する。
- いじめについて、教職員全員の共通理解を図り、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- 困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設定する。
- インターネットの利用など情報モラル・デジタルシティズンシップ教育を日常的に進めるとともに、外部講師による講習会を設定する。
- 人権集会など人権週間における取組や標語・ポスターなどの人権に関する作品づくりを通して、人権への意識を高める。

(2) いじめ早期発見の取組

- 児童とのコミュニケーションを頻繁にとり、信頼関係を築くことで、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- けんかやふざけ合い、いじりであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。
- 教職員相互が積極的に児童の情報交換を行うことで、情報を共有する。また、必要に応じて児童の観察記録を作成する。
- 連絡帳や懇談会等で保護者との情報交換を密にする。
- アンケートや教育相談の実施等によりいじめの実態把握に取り組む。実施したアンケート用紙を学校で3年間保管する。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会において、直ちに情報を共有するとともに、速やかに組織的に対応する。(早期対応)
- いじめられた児童または保護者に対しては、被害児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめた児童への指導または保護者に対しては、事実関係を確認の上、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また保護者には、速やかに連絡し事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求める。
- いじめが起きた集団へは、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせ、集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるように計画的、組織的に指導する。
- 指導記録を作成し、指導が今後の児童育成等に活用できるように保存する。

(4) ネットいじめへの対応

- 児童の示す小さな変化を見逃さないように努め、情報を共有するとともに、速やかに組織的に対応する。
- 教員研修等による情報モラル・デジタルシティズンシップ教育に関する指導力の向上を図る。
- PTA や学校評議員会、地域住民等との連携を図り、情報モラルに関する情報を共有する。
- 重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署等、関係機関及び外部専門機関と連携し、支援を求める。

4 重大事態への対処について

- 重大事態とは
 - ア いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - イ いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて対応を相談する。
- 調査委員会を組織し、調査を実施し、調査結果を報告する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする防止の取組については、PDCA サイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○相談室やＳＣを児童、保護者へ周知 ○児童、保護者へ「学校いじめ防止基本方針」の周知	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」のホームページ掲載
5月		○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○地域へ「学校いじめ防止基本方針」の周知	○「心のアンケート（いじめアンケート）」	○学校評議員への授業の公開 ○運動会
6月			○福祉実践教室 ○保健指導（命の大切さ）	○教育相談（ふれあい）週間	○公開授業
7月		○中間評価→検証			○個人懇談会
8月		○現職研修②（ケーススタディ）			
9月			○情報モラル・デジタルシティズンシップの理解	○身体測定	○子育て支援講座 ○市総合防災訓練
10月					○防災学習 ○公開授業
11月			○発表会（仲間づくり・協働学習） ○情報モラル・デジタルシティズンシップの理解 ○人権週間（講話）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談（ふれあい）週間	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施	○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○児童・保護者・職員への学校評価アンケート
1月		○「取組評価アンケート」検証		○身体測定	○公開授業 ○子育て支援講座 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
2月			○1/2 成人式（小4年） ○保健指導（思いやる行動）		○公開授業
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。